
6009. 担保照会

業務コード	内 容
I A S	担保照会

1. 業務概要

「担保登録（SER）」業務及び「担保提供書審査終了（CTT）」業務で登録された担保情報を照会する。

2. 入力者

全利用者

3. 制限事項

なし

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

(A) 税関の場合

システムに登録されている利用者であること。

(B) 税関以外の場合

システムに登録されている利用者であることに加え、入力された担保登録番号の担保提供者別に以下のチェックを行う。

(a) 輸入者提供の担保である（担保提供者コードに輸出入者コードが登録されている）場合

以下のいずれかの条件を満たすこと。

①「担保提供者コード」欄が未入力の場合、入力者の所有する輸出入者コードの先頭8桁が担保DBに登録された担保提供者コードの先頭8桁と同一であること。

②「担保提供者コード」欄に入力された輸出入者コードの先頭8桁が担保DBに登録された担保提供者コードの先頭8桁と同一であり、かつ担保DBに使用可能通関業者コードが登録されていないこと。

③「担保提供者コード」欄に入力された輸出入者コードの先頭8桁が担保DBに登録された担保提供者コードの先頭8桁と同一であり、かつ入力者の利用者コードが担保DBに登録された使用可能通関業者コードと同一であること。

④「担保提供者コード」欄に入力された輸出入者コードの先頭8桁が担保DBに登録された担保提供者コードの先頭8桁と同一であり、かつ入力者の利用者コードが担保DBに登録された使用可能通関業者コードに係る照会可能利用者として利用者共有関係DBに登録されていること。

~~＜A＞入力者が輸出入者コードを所有する利用者である場合~~

~~入力者の所有する輸出入者コードの先頭8桁が担保DBに登録された担保提供者コードの先頭8桁と同一であること。~~

~~＜B＞入力者が輸出入者コードを所有する利用者でない場合~~

~~以下のいずれかの条件を満たす利用者であること。~~

~~①担保DBに使用可能通関業者コードとして登録された利用者であること。~~

~~②担保DBに使用可能通関業者コードとして登録された利用者と異なる場合は、照会可能な旨がシステムに登録されていること。~~

~~③使用可能通関業者コードが登録されていない担保の場合は、入力された担保提供者コードの先頭8桁が担保DBに登録された担保提供者コードの先頭8桁と同一であること。~~

(b) 通関業者提供の担保である（担保提供者コードに利用者コードが登録されている）場合

以下のいずれかの条件を満たす利用者であること。

①担保DBに担保提供者コードとして登録された利用者であること。

②担保DBに担保提供者コードとして登録された利用者と異なる場合は、担保提供者コードに係る照会可能利用者として利用者共有関係DBに登録されていること。

~~②担保DBに担保提供者コードとして登録された利用者と異なる場合は、照会可能な旨がシステムに登録されていること。~~

(c) 無符号輸入者提供の担保である場合

以下のいずれかの条件を満たす利用者であること。

①担保DBに使用可能通関業者コードとして登録された利用者であること。

②担保DBに使用可能通関業者コードとして登録された利用者と異なる場合は、使用可能通関業者コードに係る照会可能利用者として利用者共有関係DBに登録されていること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 担保DBチェック

①入力された担保登録番号が存在すること。

②入力された担保登録番号に係る担保が担保解除されていないこと。

~~③担保提供者コードが入力された場合は、登録された担保提供者コードと同一であること。~~

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「00000-0000-0000」を設定の上、担保照会情報編集出力処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-0000-0000」以外の処理結果コードを設定の上、担保照会情報編集出力処理を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 担保照会情報編集出力処理

担保DBより担保照会情報の編集及び出力を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
担保照会情報	なし	入力者

7. 特記事項

(1) 担保提供金額について

担保提供金額の考え方については、以下の通りである。

『担保提供金額』		
担保として提供された金額の総額		
『引取担保提供金額』	『納期限延長等担保提供金額』	
<ul style="list-style-type: none"> 担保提供金額のうち、引取担保用として登録された金額 輸入（引取）申告（担保提供原因「K07」）のみに使用可能な金額（引落とし管理は行わない。） 	<ul style="list-style-type: none"> 担保提供金額のうち、引取担保用として登録された以外の金額 担保提供原因「K07」以外の用途に使用可能な金額（引落とし管理を行う。） 	
『一月当たり引取担保提供金額』	『担保引落とし残高』	『引落とし済額』
<ul style="list-style-type: none"> 引取担保提供金額のうち、一月当たりの輸入（引取）申告に使用するものとして登録された金額 	<ul style="list-style-type: none"> 納期限延長等担保提供金額のうち、現在使用可能な残高 	<ul style="list-style-type: none"> 納期限延長等担保提供金額のうち、現在引落としが行われている金額

(2) 共用担保について

共用担保に係る担保登録番号が入力された場合は、共用担保連動処理を行いA i r - N A C C Sの担保情報を出力する。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙F03「共用担保連動処理」を参照。